

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

JALグループは、事業の基盤である航空安全を守りつつ、お客さまに最高のサービスを提供するとともに、公正な競争を通じて良い商品を提供し適正な利益を得るといふ経済的責任を果たすことにとどまらず、広く社会の一員としてその責務を果たし貢献する企業グループであることを念頭に事業を展開します。このことを踏まえ、JALグループは、経営の透明性の向上と経営監視機能の強化を主たる目的としてコーポレート・ガバナンスの基本方針を以下のとおり定め、その実現を目指します。

【コーポレート・ガバナンスの基本方針】

JALグループは、企業理念「全社員の物心両面の幸福を追求し、一、お客さまに最高のサービスを提供します。二、企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献します。」のもと、企業の行動指針として「JALフィロソフィ」を定め、適切な経営判断を迅速に行うと同時に、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を確立し、企業価値の向上に努め、説明責任を果たします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,141,000	5.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,374,200	5.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,808,600	3.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,023,900	2.77
SMBC日興証券株式会社	4,319,100	2.38
MSCO CUSTOMER SECURITIES	4,187,400	2.30
みずほ証券株式会社	3,843,300	2.11
京セラ株式会社	3,819,200	2.10
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	2,733,600	1.50
MORGAN STANLEY & CO.LLC	2,726,300	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明更新

【大株主の状況】

1. 上記株主の所有株式数には、信託業務または株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。
2. 当社が航空法および定款に基づき株主名簿への記録を拒否した株式(外国人持株調整株式)は10,900,020株であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	空運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
甲斐中 辰夫	弁護士									
岩田 喜美枝	他の会社の出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
甲斐中 辰夫		該当なし	甲斐中氏は、司法界における長期の経験に基づく深い造詣をもとに、コーポレート・ガバナンスをはじめとした企業法務に関する豊富な経験・実績と高い見識を有し、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと考えております。また、同氏と当社との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
岩田 喜美枝		該当なし	岩田氏は、行政および企業経営における長期の経験の中で、女性の活躍支援・企業の社会的責任(CSR)等の豊富な経験・実績と高い見識を有し、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと考えております。また、同氏と当社との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査役関係】

	設置している
--	--------

監査役会の設置の有無	
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

監査役は、監査計画策定および決算時に会計監査人会計報告を受け、必要に応じて随時報告を求めます。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

内部監査部門と2ヶ月毎に定期的に意見・情報の交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
片山 英二	弁護士									
熊坂 博幸	公認会計士									
八田 進二	学者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
片山 英二		同氏は、当社の訴訟代理人である阿部・井窪・片山法律事務所のパートナーであります。同氏本人は訴訟代理人となっております。	片山氏は、法曹界における長期の経験に基づく深い造詣をもとに、企業再生およびコーポレートガバナンス・コンプライアンス等の経営法務等に関し、豊富な経験・実績と高い見識を有し、社外監査役として当社経営に資するところが大きいと考えております。また、同氏と当社との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
熊坂 博幸		該当なし	熊坂氏は、公認会計士としての豊富な経験・実績と、会計に関する高度な知見を有し、社外監査役として当社経営に資するところが大きいと考えております。また、同氏と当社との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
八田 進二		該当なし	八田氏は、「会計監査論」および「企業の内部統制」において、企業の実務分野の研究の権威として、豊富な経験と高い見識を有し、社外監査役として当社経営に資するところが大きいと考えております。また、同氏と当社との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ当社においては、インセンティブ付与については必要ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員の役員区分ごとの報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における取締役の報酬額(総額)は「年額4億5,000万円以内」(平成23年3月28日株主総会承認可決)となっております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役に対する使用人分としての給与は含まないものとなっております。この上限額の範囲で、報酬委員会にて各取締役への報酬額が決定されます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、秘書部がこれを補佐する者として担当秘書を設け、日頃より、スケジュールの確認、情報伝達、資料の提供等を行っています。社外監査役については、監査役室あるいは事案によっては常勤監査役が直接連絡をとり、同様のサポートを日常継続的に行っています。取締役会議案については、取締役会開催の約1週間前に付議議案を送付し、個別の質問や意見に対して適宜、資料の提供や必要な説明を実施しています。また、社外取締役は取締役会決議案件の事前審査を行う常務会に出席し、意見を述べる事ができるような体制をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

意思決定の迅速化を図る観点から、当社は執行役員制度を採用しており、取締役6名、執行役員30名(取締役兼務者を含む)の体制となっております。

取締役および執行役員の任期を1年として、各年度の経営責任の明確化を図っております。また、取締役6名の内、2名を社外取締役としており、社外取締役は、その多様性確保に留意し、実業界あるいは法曹界等における豊富な経験と高い見識や専門知識を有する者から選任し、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図っております。また、報酬委員会、役員懲戒委員会、指名委員会、人事委員会を設置し、透明性の向上に努めております。

透明かつ公正な企業活動を促進し、コーポレート・ガバナンスの体制拡充を図るため、監査役体制の強化を図りつつ、5名の監査役の内、3名を社外監査役としております。社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有するものから選任しております。社外監査役は、他の監査役とともに内部監査部門、会計監査人と連携し、より中立的、客観的な視点から監査を実施することにより、経営の健全性を確保しております。当社グループのガバナンスに関する機関は以下のとおりで当社内に設置しております。

常務会は、取締役会に準ずる経営の意思決定機関として、また取締役会決議案件の事前審議を行い役員間の確実な情報共有を図るとともに、常務会による確認・承認が必要な案件等の審議・決定を行います。

経営連絡会は、役員間で経営に関わる案件の進捗確認および情報共有を行います。

グループ業績報告会は取締役、執行役員、主要関連会社社長が参加し、グループの業績の状況を共有すると同時に、業績向上のための検討を行います。

「安全」を徹底して推進するため、社長直下に安全推進本部を設置しております。

安全推進本部が事務局となる安全対策会議は、日常運航上の安全に係わる情報共有、対応策の決定ならびに安全に係わる重要施策の検討、方針確認を行います。

報酬委員会は、社外からの取締役を構成員とし、株主総会で定めた報酬額の範囲で取締役及び執行役員ならびに監査役の報酬のあり方について取締役会もしくは監査役会に答申を行います。

役員懲戒委員会は、会長、社長及び社外からの取締役を構成員とし、取締役及び執行役員の懲戒について取締役会に答申を行います。

指名委員会は、取締役会の決議で選定された社長およびその他の取締役4名以内を構成員とし、取締役候補者および監査役候補者について審議を行い、取締役会または、監査役会に答申を行います。その他の取締役のうち過半数は社外からの取締役とします。

人事委員会は、取締役会の決議で選定された、社長およびその他の取締役4名以内を構成員とし、執行役員等の選解任について審議を行い、取

締役会に答申を行います。その他の取締役のうち半数以上は社外からの取締役とします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社企業理念のもと、適切な経営判断を迅速に行うと同時に、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を確立し、企業価値の向上に努め、説明責任を果たすため。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案について十分な検討時間を確保することを目的として、総会開催日の3週間前までに発送することを目指してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が最も集中すると見込まれる日を避け、より多くの株主の皆様にご出席いただきやすい日を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加します。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知および添付書類については、株主宛に発送した後、弊社ホームページにも掲載(和文・英文)し、議決権行使の円滑化を図ってまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主向けに、IR担当役員出席のもと、当社の経営状況の報告と当社施設への見学会など、国内各地において年数回実施することを計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表時と経営計画発表時に収容人数300名規模の会場において代表取締役による説明を実施することを計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役やIR担当役員出席のもと、当社の経営状況の報告を海外投資家に対して、年数回実施することを計画しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、アナリスト・機関投資家向け説明会資料について、弊社ホームページにおけるIRサイトに掲載することとしております。 http://www.jal.com/ja/investor/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員:常務執行役員 斉藤 典和 担当部:財務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業ホームページにおいて、法令で定められた以外にも、グループ各社員に浸透させている「JALグループ企業理念」および「JALフィロソフィ」、安全への取組み、プレスリリース、各種実績等を常時掲載し、お客さま、社員、株主・投資家、お取引先、社会などあらゆるステークホルダーとの対話を重視しながら、信頼関係を積み重ねてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「JALグループCSR基本方針」 ・JALグループは、将来の世代により良い社会を繋げることを目指し、日本の翼として、本業である航空輸送事業を通じて、社会からのご期待にお応えするとともに、様々な社会課題の解決に取り組みます。 ・JALグループのCSR活動は、JALグループ企業理念の実現に向け、私たちの行動指針である「JALフィロソフィ」を実践することを通じて推進します。 「環境指針・行動計画」 重要な社会インフラである航空輸送という責務を担う者は、同時に地球環境への配慮という責務も担わなければならないという認識のもと、JALグループは、環境負荷の抑制と保全を経営の最重要課題の一つに位置付け、次世代にこの豊かな地球を伝えるために、そして空から見る地球がいつまでも美しくあるように、以下のとおり「空のエコ」を実現し続けます。 1. 地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進します。 2. 環境社会活動・環境啓発活動を積極的に推進します。 3. 資源循環型社会の実現に努力します。 4. 空港周辺の環境保全に努めます。 5. 生物多様性に配慮します。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は「JALフィロソフィ」に示されている倫理観にもとづき、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの方々より高い信頼を得ることが重要であると考えております。JALグループは、社会にとって有用な情報を正確に開示することを通じて、常に社会とのコミュニケーションを心がけます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

<基本方針>

- (1)「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を定め、高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を確立し、内部統制システムの整備を推進します。
- (2)企業の行動指針である「JALフィロソフィ」を制定し、取締役にその実践を促します。
- (3)取締役会が「内部統制システムの基本方針」を決定し、総務部が内部統制システムの整備を推進します。
- (4)総務部がコンプライアンスに係る業務を統括し、関連規程の整備および運用状況をモニタリングします。
- (5)取締役の職務執行が法令等に適合することを確保するための監査体制を整えます。

<整備状況>

- (1)「内部統制システムの基本方針」の上位方針として、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を定め、コーポレート・ガバナンス体制を確立しています。
- (2)取締役会が「内部統制システムの基本方針」を決定し、総務部が内部統制システムの整備を推進しています。また、「JALグループ内部統制要綱」等の規程類を整備すること等により、会社法および金融商品取引法の内部統制の整備・運用および評価を適切に行っています。
- (3)取締役に對し、法的留意事項等を説明し、忠実義務、善管注意義務を含む取締役の義務について周知徹底を図っています。
- (4)取締役の選任を適正に行うため「指名委員会」を設置しています。
- (5)企業の行動指針である「JALフィロソフィ」を定めるとともにフィロソフィ教育を定期的に行い、全役員にその浸透を図っています。
- (6)リスクを包括的に管理する「リスクマネジメント委員会」を設置し、企業行動に係る諸事項について役員間で審議するとともに、情報共有を図っています。
- (7)「グループホットライン」等をグループ内に周知徹底し、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努めています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

<基本方針>

取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規則に従い、適切に保存・管理します。

<整備状況>

- (1)取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報（文書・議事録）および重要な決裁に係る情報（稟議書）は、法令および「取締役会規程」・各種会議体規程・「決裁及び職務権限に関する規程」に従って作成し、法令および文書保管・保存規程に基づき保存・管理しています。
- (2)電子稟議システム（決裁・稟議システム）に係るシステムを安全に管理し、不測の事態にも適切に対応しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

<基本方針>

グループ全体のリスクを管理するために、「安全対策会議」、「リスクマネジメント委員会」、「財務リスク委員会」等を設置し、適切にリスクを管理するとともに、「JALグループ内部統制要綱」を制定し、業務の適正性を継続的にモニタリングし損失の危険の発生を未然に防止します。また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。

<整備状況>

- (1)経営連絡会がグループ全体の経営に重大な影響を及ぼすリスクを総括的に管理するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、企業リスク、オペレーション・リスク、戦略リスクを管理するとともに、リスク調査を通じて損失の危険の発生を未然に防止しています。また、「財務リスク委員会」にて財務リスクをモニタリングし、「安全対策会議」にて航空安全に係るリスクを管理しています。
- (2)緊急事態発生時の通報経路および役員責任体制の構築により、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに、損失の極小化のため、事後の防止策を講じています。
- (3)大震災発生時において迅速かつ確かな事業継続を行うため、東日本大震災の教訓を生かした事業継続計画（BCP）を策定しています。
- (4)反社会的勢力との関係遮断のための社内体制を整備するとともに、不当要求等への対応マニュアルを定め、グループ内に周知徹底しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

<基本方針>

- (1)定例取締役会を月1回開催するとともに、必要に応じて臨時開催し、グループの経営方針・計画等に関わる重要な意思決定を行います。また、「常務会」、「業績報告会」等の会議体を設置し、取締役の職務執行の効率性を確保します。
- (2)社内規定により、職務権限、職制権限、業務分掌等を定め、効率的な職務執行を確保するための分権をします。

<整備状況>

- (1)企業の行動指針である「JALフィロソフィ」を制定するとともに、その達成に向けて経営計画を策定し、当該計画に連鎖する形で各部門が自組織の計画を策定しています。また、各計画については定期的に精査することにより、より効率的に業務が遂行できる体制にしています。
- (2)「職制規程」により、会社の職制について基本となるべき事項を明確化し、「決裁及び職務権限に関する規程」、「業務分掌規程」に基づき、健全かつ効率的に職務が執行できるようにしています。
- (3)執行役員制度により、少人数化された取締役会が会社の基本戦略・方針の決定と監督機能を一元的に行い、より効率的に業務を執行できる体制を構築しています。また、執行役員の担当領域を拡げることにより、グループ航空会社と一層有機的な連携を図っています。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

<基本方針>

- (1)企業の行動指針である「JALフィロソフィ」を制定し、使用人にその実践を促します。
- (2)総務部が内部統制システムの整備を推進します。
- (3)総務部がコンプライアンスに係る業務を統括し、関連規程の整備および運用状況をモニタリングします。
- (4)使用人の職務執行が法令等に適合することを確保するための監査体制を整えます。

<整備状況>

- (1)企業の行動指針である「JALフィロソフィ」を定めるとともにフィロソフィ教育を定期的に行い、使用人全員にその浸透を図っています。
- (2)「JALグループ反社会的勢力対応規程」および「反社会的勢力遮断マニュアル」を制定し、あらゆる反社会的勢力との関係遮断にグループを挙げて取り組むことを定めています。
- (3)「リスクマネジメント委員会」の諸活動を通じ、グループ全体に対して健全な企業行動の推進・啓発に努めています。また、リスク調査を通じて使用人のリスクに対する意識の向上に努めています。
- (4)「グループホットライン規程」を定め、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努めています。
- (5)総務部が内部統制システムの整備推進を行い、内部監査部門が職務執行の適合状況を確認しています。

6. 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制について

<基本方針>

「JALグループ会社管理規程」を制定し、グループ各社が「JALフィロソフィ」に基づいて公正かつ効率的に経営を行う体制を確保します。また、「JALグループ内部統制要綱」を制定し、業務の適正性を継続的にモニタリングします。

<整備状況>

- (1)「JALグループ内部統制要綱」を整備し、ローピング等を通じて情報の提供・啓発を行い、業務の適正性を継続的にモニタリングしています。

- (2)「JALフィロソフィ」を定め各社に浸透させるとともに、関係会社関連規程を整備し、各子会社との間で「基本協定書」を締結することにより、適正な事業運営の推進を図っています。
- (3)グループ各社ごとに主管する部門を設けて責任体制を明確にするとともに、関連会社支援部が、各社に対する指導・支援を行っています。
- (4)「JALグループコンプライアンスネットワーク規程」に基づき、各社に対し健全な企業行動に資する情報の提供・啓発を行うとともに、各社の推進体制の確立・強化を支援しています。
- (5)内部監査部門や各部門が行う監査・モニタリングにより、グループ各社の業務の適正性を確認しています。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

<基本方針>

監査役監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設け、使用人(監査役スタッフ)を配置します。

<整備状況>

監査役室および使用人(監査役スタッフ)を配置し、監査業務を補助しています。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項について

<基本方針>

監査役スタッフは監査役の業務指示・命令を受け、その人事は監査役の同意のもとに行います。

<整備状況>

監査役スタッフは業務遂行にあたり、監査役の業務指示・命令を受け、その人事は監査役の同意のもとに行っています。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制について

<基本方針>

- (1)コーポレート・ガバナンス体制の確立により、監査役による取締役および使用人に対する経営監視機能の強化を図ります。
- (2)取締役および使用人が監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保します。
- (3)監査役を取締役会およびその他重要な会議に招集し、重要な稟議書の回付先に規定します。また、会社経営および事業運営上の重要事項並びに業務執行状況を監査役へ報告します。

<整備状況>

- (1)内部監査部門が実施した監査結果を監査役に供覧しています。監査部は、評価対象から独立し、客観性を保っています。
- (2)監査役を取締役会および「常務会」、「経営連絡会」、「リスクマネジメント委員会」等の重要な会議・委員会に招集し、必要に応じて意見を求めています。役員決裁以上の稟議書は全て監査役に回付しています。

10. その他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

<基本方針>

- (1)監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整えます。
- (2)取締役、使用人、グループ各社の取締役・監査役等は、監査役と意見交換を行います。

<整備状況>

各部門およびグループ会社は、監査役の往査に協力するとともに、監査役と定期的に意見交換を実施しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループおよびその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力との関わりはありません。当社は社団法人日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き」(平成19年4月改訂)、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)およびこの指針に基づき制定された暴力団排除条例(平成23年10月全都道府県で施行)を基本理念として尊重し、これらに沿って反社会的勢力の排除体制を構築し運用しております。当社グループにおける方針・基準等については、「JALグループ 反社会的勢力対応規程」によって定められ、主要な社内会議や従業員教育の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。また、「反社会的勢力遮断マニュアル」を全社・全部門に配布し反社会的勢力の排除について周知しております。さらには、イントラネットに反社会的勢力からアプローチを受けた際に適切な対応ができるよう、当該勢力への対応方法などの情報を掲載しております。新規取引を開始する取引先については契約前に審査を実施し反社会的勢力で無いことを確認しております。契約書には「暴力団等反社会的勢力排除条項」を挿入し、取引開始後も継続的な審査を実施しております。これらの施策により、当社グループの全役員、従業員は反社会的勢力との絶縁への継続的な取組みが会社として極めて重要な事項であることを認識しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

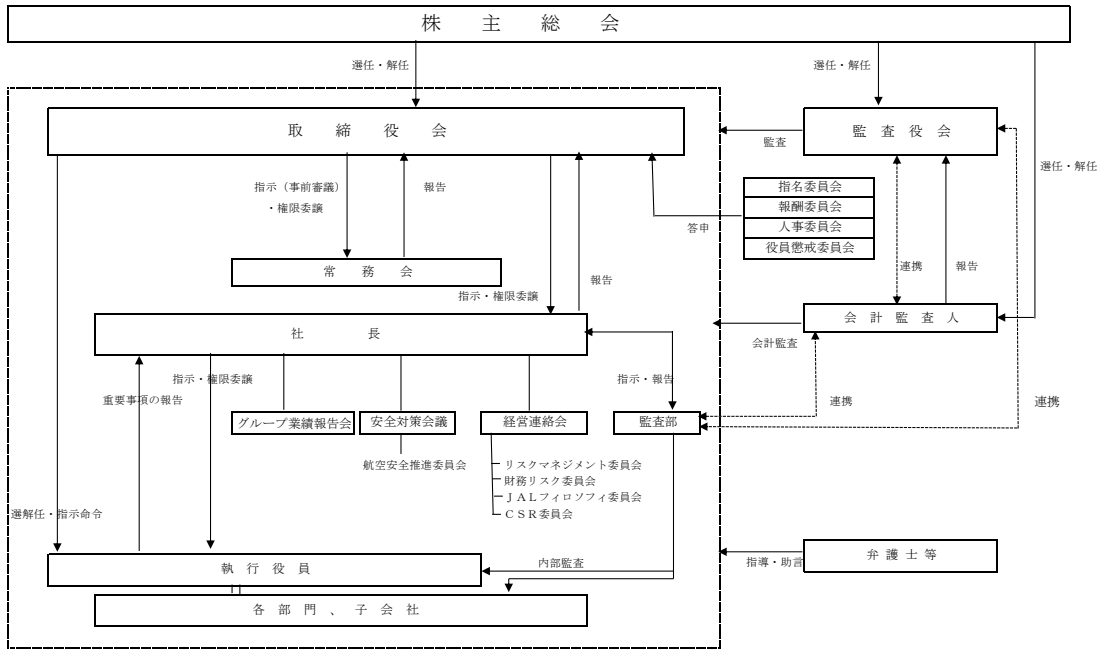
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は積極的なIR活動を通じて、株主・投資家の皆様に適時適切な情報を開示することを基本方針とし、迅速な情報開示が可能となる体制を構築しております。

【模式図】



【適時開示の体制】

